

# 市 民

1. 広 聴	89
2. コミュニティ推進	91
3. 市 民 協 働	92
4. 男 女 共 同 参 画	94
5. 消 費 者 行 政	96
6. 安心安全まちづくり推進	97
7. 防 犯	99
8. 交 通 安 全	100
9. 防 災	102
10. 桜 島 火 山 対 策	105
11. 国 民 年 金	108
12. 国 民 健 康 保 険	109
13. 市民サービスステーション	114
14. コンビニ交付による証明発行	115
15. ワンストップ窓口サービスの実施	115
16. 人 権 啓 発	115



# 市 民

市民関係では、相談・広聴業務をはじめ、コミュニティづくり、市民協働、男女共同参画、消費生活、安心安全なまちづくり、防災・危機管理、国民年金、国民健康保険、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録、人権に関する各種業務を推進している。

特に、総合的な危機管理や防災力の充実を図るため、原子力対策や避難対策を実施するほか、市民の利便性向上を図るため、住民票の写し等のコンビニ交付を実施することとしている。また、市民との協働による活力ある地域づくりを進めるため、コミュニティビジョンを推進している。

## 1 広 聴

### (1) 広 聴

名 称	摘 要
市長とふれあいトーク	<p>市長が自ら地域や市民の活動の場などに出向き市民と市政について懇談を行い、市政に関する意見・意向を聴取し、市政推進の参考にする。</p> <p>（平成24年度実績）</p> <p>○ 開催回数9回（地域巡回型5回、グループ公募型2回、イベント等参加型1回、学校訪問型1回）</p>
まちかどコメンテーター	<p>市政に関するテーマを設定し、公募によるコメンテーターから建設的な提言を聴取するとともに、意見交換会を開催するなど、市民参画の推進と提言等の市政への反映を図る。</p> <p>○ 定員30人（市内在住か、通勤、通学する18歳以上の人）</p>
子どもミーティング	<p>次世代を担う子ども達が鹿児島市のまちづくりについて、アイデアを出し、夢を語り合い意見交換を行う「子どもミーティング」を開催し、その意見を市政運営の参考とすることで、若い世代の市民参画を推進する。</p> <p>○ 対 象 中学生・高校生 20人</p>
わたしの提言	<p>市政に関する建設的な意見、提言などを市内の公共施設等に備え付けた専用の手紙セットやホームページの専用フォーム・電子メールにより寄せてもらうもの。寄せられた提言は、直接市長が目を通し、今後の市政推進の参考とする。</p> <p>○ 手紙の設置箇所 155カ所（平成25. 4. 1現在）</p>
市政出前トーク	<p>市民グループの要請により、職員が地域に出向いて、市政について分かりやすく説明するとともに、市民の意見や提言等を聴取しながら、ともにまちづくりを考えていこうとするもので、市民参画の推進と市民の意見や提言等の市政への反映を図る。</p> <p>○ テーマ数 129テーマ（平成25. 4. 1現在）</p> <p>○ 開催件数 341件（平成24年度実績）</p>

## (2) 市民相談

市政に対する陳情・要望等に関する市政相談をはじめ、日常発生するさまざまな市民の悩み事に対して、市民相談員等による一般相談、専門家による法律相談、税務相談、登記相談、人権相談などに応じ、市民の生活の安定を図る。(相談は無料)

種 別	場 所	実 施 日	相 談 員	概 要
市 政 相 談	市民相談センター 各支所	月～金曜日	市職員	市政に対する要望・意見など
一 般 相 談	市民相談センター	月～金曜日	市民相談員	金銭貸借、相続問題、離婚の手続きなど日常発生する悩みごと
	各支所(東桜島を除く)		市職員	
法 律 相 談 (昭和36年5月～)	市民相談センター	月12回 (予約制)	鹿児島県弁護士会会員	民事上の法律問題など全般
	谷山支所	月4回 (予約制)		
税 務 相 談 (昭和46年5月～)	市民相談センター 谷山支所 伊敷支所 吉野支所	年10回	南九州税理士会鹿児島支部会員	相続税、贈与税、所得税、法人税など国税全般
登 記 相 談 (昭和52年4月～)	市民相談センター 谷山支所 伊敷支所	月1回	鹿児島県司法書士会鹿児島支部 会員 鹿児島県土地家屋調査士会鹿児島 支部会員	不動産(相続等)の登記申請手続き 土地建物の調査・測量など
	吉野支所 吉田・桜島・喜入・ 松元・郡山支所		年2回	
建 築 相 談 (昭和53年10月～)	市民相談センター	月1回	(社)鹿児島県建築士事務所協 会会員	新築・増築の手続き、工事契約な ど建築全般、耐震相談など
人 権 相 談 (昭和57年4月～)	市民相談センター 谷山・伊敷・吉野支所	月1回	人権擁護委員 法務局職員	人権に関すること、近隣・家庭内 のもめごとなど
	吉田・桜島・喜入・ 松元・郡山支所	年4回		
花 と 緑 の 相 談 (昭和57年4月～)	市民相談センター	月1回	花と緑の相談員	庭木のせん定、植物の管理など
不 動 産 鑑 定 相 談 (平成元年10月～)	市民相談センター	月1回	(社)鹿児島県不動産鑑定士協 会会員	不動産の鑑定評価、地代・家賃の 適正価格など
行 政 関 係 申 請 手 続 き 相 談 (平成10年11月～)	市民相談センター	月1回	鹿児島県行政書士会会員	許認可、営業認可、その他官公署 に提出する書類の作成などに係 わること

## (3) 鹿児島市総合案内コールセンター(サンサンコールかごしま)

目 的 市民からの問い合わせを専用電話等で受け付け、迅速かつ的確な対応を行い、市民サービスの向上を図る。

開設年月日 平成20年1月10日(木)

運営日時 年中無休 午前8時から午後9時まで

F A X、電子メールは24時間受信

電話番号等 電話：099-808-3333(はれは・さんさん・サンサンコール)

F A X：099-808-2525(はれは・ここにこ)

電子メール：info@33call.jp

問い合わせ内容 市役所での手続き、イベント情報、施設案内など

## 2 コミュニティ推進（平成25. 4. 1 現在）

### (1) 町内会集会所建築等補助事業

地域におけるコミュニティ活動の拠点となる集会所の建築等を行う町内会等に対し、交付対象経費（100万円以上に限る）の2分の1以内で、新築・取得の場合は500万円を、増築・改築の場合は300万円を限度に補助を行う。（平成24年度実績14件）

### (2) 集会所建築等資金融資あっせん

地域におけるコミュニティづくりの場の整備促進を図ることを目的に、町内会の集会所建築等に対して金融機関へ融資のあっせんをする。（平成24年度実績2件）

**あっせん内容** 集会所の新築・増改築の場合はその工事見積額の範囲内で50万円以上1,000万円以内、土地建物同時取得の場合は1,500万円以内、ただし災害により改築等を要することとなった場合は工事見積額の範囲内で10万円以上1,000万円以内

**返済方法** 10年以内元金均等返済（6カ月以内の据置可）

### (3) みんなで参加わがまちづくり支援事業

地域コミュニティ活動の活性化や地域の連帯強化を促進するため、町内会等が夏祭り、運動会など住民同士の親睦交流のイベントや講演会、文化祭、広報紙の発行など地域社会づくりのための活動を実施する場合、申請は1年度につき1回とし、交付対象経費の3分の1に相当する額で、6万円を限度として補助する。

平成23年度から平成27年度までの5年間の限定事業。（平成24年度実績523件）

### (4) 町内会広報活動推進事業

地域のコミュニティ活動の推進を図るため、広報活動に必要な印刷機器、拡声器、パーソナルコンピュータ及びデジタルカメラを購入並びに掲示板を設置する町内会等に対し、交付対象経費の3分の1に相当する額で、1町内会当たり通算して15万円を限度に補助する。

また、最終交付の年度から10年度を経過した団体に対しては、再度10万円を限度に補助する。（平成24年度実績28件）

### (5) 町内会降灰除去機購入費補助事業

桜島爆発による降灰から快適な生活環境を守るため、町内会等が歩道や生活道路等の降灰除去に必要な手押し式降灰除去機を購入する場合、交付対象経費の2分の1相当額（限度額1台当たり5万円）を補助する。（平成24年度実績17件）

### (6) コミュニティ研修会・交流会・活動推進講座の開催

地域におけるコミュニティづくりの向上を図るため、町内会長や役員、市民を対象に研修会や交流会、講座を開催する。

### (7) 町内会集会所バリアフリー化支援事業

高齢者等の地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、補助対象とする集会所のバリアフリー化を行う町内会等に対し、交付対象経費の2分の1に相当する額で、

50万円を限度に補助を行う。(平成24年度実績 8 件)

(交付対象経費)

集会所本体又は集会所の建物と構造上一体となって集会所としての効用をなす設備で次に掲げる項目に直接要する経費

- ① 手すりの設置に要する経費
- ② 玄関、廊下、集入室等の段差解消に要する経費
- ③ 建物入口部分へのスロープの設置
- ④ 和式トイレの洋式トイレへの変更に要する経費

#### (8) 町内会加入促進事業

町内会への加入や町内会活動への参加を促進するため、本市への転入者等に対し、啓発のためのクリアファイルの配布を市民課窓口等で行うとともに、市電・路線バスでの「車内アナウンス」放送等を実施する。

#### (9) 町内会加入きっかけづくり支援事業

町内会が、地域の連帯強化を目的として自主的に実施する町内会加入促進活動を支援するため、必要な経費の一部を補助する。申請は、1 年度につき 1 回とし、交付対象経費の 2 分の 1 に相当する額で、6 万円を限度として補助する。

平成25年度から28年度までの 4 年間の限定事業。(平成24年度までは、町内会加入促進緊急支援事業として実施。実績21件)

#### (10) コミュニティビジョン推進事業

地域の多様な人材や資源を活用して地域の課題を発見・解決する取組を行う地域コミュニティ協議会のモデル事業を実施するとともに、鹿児島市コミュニティビジョン推進戦略会議で、モデル事業の検証・評価を行う。

#### (11) 地域まちづくりワークショップ事業

地域住民が主体となって設置・運営し、地域プランの実践に取り組む「地域まちづくりワークショップ」を支援する。

#### (12) 地域まつり支援事業

地域住民のふれあいと地域社会の活性化を促進するため、吉田・喜入・松元・郡山地域のまつりへ助成を行う。

### 3 市民協働

#### (1) 「鹿児島市の市民参画を推進する条例」

(施行期日)

平成15年 6 月 1 日

(目的)

本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

## （条例の概要）

## ① 市民参画手続の明確化（第6条）

- ア パブリックコメント手続の実施
- イ 審議会等への付議
- ウ 意見交換会等の開催
- エ ワークショップ方式等

（※原則としてパブリックコメント手続を実施）

## ② 市民参画手続を実施する対象施策の明確化（第7条）

- ア 市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- イ 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- ウ 次に掲げる条例，規則等の制定又は改廃
  - ・市の基本的な方針又は制度を定めるもの
  - ・市民に義務を課し，又はその権利を制限することを内容とするもの
  - ・市民生活に重大な影響を及ぼすもの

## ③ 市民の意見等の取扱い（第9条）

市民からの意見等について，市が施策に反映させるよう努めるとともに，その結果を公表する。

## ④ 市民参画手続の実施予定及び前年度における実施状況の公表（第11条）

毎年度、市民参画手続の実施予定及び前年度における実施状況を市民に公表する。

## ⑤ 「鹿児島市市民参画推進に関する市民会議」の設置（第22条－第30条）

本市の市民参画の推進について調査審議する，公募市民や学識経験者等で構成された「市民参画推進に関する市民会議」を設置する。

## (2) 「鹿児島市と市民活動団体との協働推進について～市民活動の現状と促進方策～」

## （策定月）

平成16年3月（平成21年3月改定）

## （概要）

協働によるまちづくりを進めるうえでパートナーとして重要な役割を担う市民活動団体との協働を推進するため，その基本的考え方や方策について取りまとめたものである。

## ① 目標

市民活動団体をまちづくりのパートナーとして位置づけ，自主性・自立性を尊重するなかで，より効果的な協働関係の構築に努める。

## ② 方策

次の項目を柱に取り組むこととしている。

- ・協働のまちづくりに向けた市民の情報提供と意識啓発

- ・ 市民活動団体の運営基盤づくりへの支援
- ・ 市民活動団体の活動の推進
- ・ 職員の意識向上と市民活動に対する支援体制強化

### ③ 主な施策

#### ア 市民とつくる協働のまち事業

公益的なサービスを提供するNPO等の活動に対し、その経費の一部を助成する。

#### イ NPOネットワーク構築事業

NPO間の連携について意識啓発を図る講演会や、市の担当部局との意見交換会などを開催することで、NPO同士のネットワークを構築する。

#### ウ 市民活動応援講座

NPO等の市民活動団体に関する組織運営の手法や事業の企画方法などのノウハウを習得する講座を開催する。

## 4 男女共同参画

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題の一つであり、国内外で取組が進められている。

本市では、平成24年3月に策定した「第2次鹿児島市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者と一体となった総合的な施策の推進に努め、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな男女共同参画社会の実現に取り組んでいく。

### (1) 男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進するため、男女共同参画の基本理念を明確にした条例を制定する。

### (2) 男女共同参画計画の推進

本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ体系的に取り組んでいく。

- ① 鹿児島市男女共同参画推進懇話会の開催
- ② 鹿児島市男女共同参画推進連絡会議の開催
- ③ 職員対象研修会の開催

### (3) 広報啓発

男女共同参画社会への理解と認識を深めるため、男女共同参画に関する啓発や法律、施策の情報提供を行う。

- ① 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行
- ② 男女共同参画に関する情報の収集提供

### (4) DV等対策

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、予防啓発及び被害者支援の取組を行う。

- ① 学生向けデートDV講演会の開催

- ② DV防止啓発誌の配付
- ③ カードサイズDVリーフレットの作成・配付
- ④ DV防止庁内連絡会議の開催
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターの開設
- ⑥ DV防止対策委員会の開催

#### (5) 男女共同参画センター

設置目的 男女共同参画社会づくりをめざす活動拠点施設として、学習、情報、支援、相談、調査研究の5つの機能を基に事業を行う。

所在地 荒田一丁目4番1号

開館 平成13年1月25日

開館時間 午前9時30分～午後9時30分（日曜日・祝日は午後6時まで）

休館日 月曜日（祝日の場合はその後の最初の平日）、12月29日～1月3日

施設内容 鹿児島市生涯学習プラザとの複合施設（生涯学習プラザについてP339参照）

ア 図書情報コーナー	イ 情報体験コーナー	ウ 相談室
エ 講堂	オ スタジオ	カ 託児室
キ 研修室	ク 交流サロン	ケ 食工房
コ 生活工房	サ マルチメディア学習室	
シ 情報活用セミナー室	ス 多目的フロア	
セ 伝統文化セミナー室		

### 事業計画

#### ① 学習・啓発事業の実施

##### ① サンエールフェスタ開催事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と共に考え行動する参画型イベントを開催し、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントへの参加を通じた市民の情報発信や交流を支援する。（平成24年度から「サンエールフェスタ」として、「男女共同参画フェスティバル」と「生涯学習フェスティバル」を共同開催することとした。）

##### ② 学習・研修事業

男女共同参画に対する理解と認識を深めることや能力開発、生涯にわたる健康管理等を目的とした学習機会を提供する。

#### ② 情報の収集提供

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、情報を収集提供する。

##### ① 図書、ビデオ・DVDの貸し出し

##### ② 男女共同参画センターだより「トモニー」の発行

#### ③ 市民活動の支援

男女共同参画に関する市民のさまざまな活動を支援し、ネットワークづくりを促

進する。

**④ 相談事業**

主に女性が抱えるさまざまな問題について、男女共同参画の視点を持って相談に対応し、自らの力で解決できるよう支援する。

- ① 総合相談
- ② 専門相談（法律相談、心理相談、男性相談）
- ③ 再チャレンジ相談
- ④ グループ相談

**⑤ 調査研究支援事業**

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の身近にある現実や課題について市民企画により調査研究、分析を行い、報告書を作成する。

## 5 消費者行政

### 消費生活センター

設置目的 消費生活に関する情報の収集及び提供等を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図る。

所在地 鴨池二丁目25番1-31号

開館 平成6年4月1日

開館時間 月～金 午前9時～午後5時15分

休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

施設内容  
ア 相談コーナー                      エ サークルコーナー  
イ 展示コーナー                      オ 研修室  
ウ 情報コーナー                      カ こどもの部屋（託児室）

主な事業

**(1) 消費生活相談**

専門の相談員を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言等を行う。また、月2回弁護士による消費生活法律相談を行う。

**(2) 消費者啓発**

消費生活に関する知識を身につけ、主体的・合理的に行動できる消費者を育成するために消費生活教室、親子一日教室を実施するとともに学校、町内会、老人クラブ、企業等を対象に消費生活出張講座を実施する。また、一般向け、若年層向け及び高齢者向け等、対象に応じた各種啓発資料を作成するとともに、学校等において消費生活パネル展を展開する。

**(3) 消費生活エキスポかごしま事業**

市民への消費生活に関する情報提供を目的に消費者団体の活動発表や消費生活に関するパネル等の展示・実演のほか、幅広い年代層に対応する体験型イベント等を行う。

#### (4) 消費生活情報の収集・提供

〈消費者教育担い手育成事業〉

地域に根ざした消費者啓発を促進し、消費者被害の未然防止を推進するため、地域において、消費生活に関する諸問題についての知識や情報を普及し、また、簡易な出張講座を行う地域消費者リーダーを育成する。

〈情報提供〉

消費生活センターニュースの発行をはじめ、各種パンフレット等の作成、図書・ビデオの貸出し、展示コーナーでの展示パネル等により情報提供に努める。

#### (5) 消費者団体の育成・活動支援

消費生活に関するリーダーを養成することを目的に、消費者団体の学習会等を支援する。

#### (6) 消費生活懇談会の開催

市民の消費生活に関する諸問題について各界の代表者と意見交換を行い、消費者行政の円滑な推進を図る。

#### (7) A(悪質商法) B(撲滅) C(シティ) 消費者情報ネットかごしま事業

消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催して関係機関との連携を図るとともに、メールマガジン等による被害情報の提供など消費者被害情報を共有することにより、消費者への「見守り機能」を強化し、本市における悪質商法の撲滅に資する。

## 6 安心安全まちづくり推進

### (1) 「鹿児島市安心安全まちづくり条例」

(施行期日)

平成17年10月4日

(目的)

犯罪、事故及び自然災害を未然に防止し、市民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりについて、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を定め、それぞれが連携し、及び協力することにより、安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (2) 安心安全まちづくり事業

安心安全まちづくりについての広報啓発や、安心安全まちづくりを総合的に推進するための「鹿児島市安心安全まちづくり推進会議」の運営などを行う。

### (3) 安心安全パートナーシップ事業

犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進等を図る。

○安心安全まちづくり市民大会の開催

○安心安全研修会の開催 など

**(4) 安心安全地域リーダー育成事業**

地域の防犯、防災活動等のリーダーを育成するため、「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催する。

① コース・受講人員

	コース	受講人員		コース	受講対象・人員
1	防犯・事故防止基礎コース	50人	3	防犯・事故防止マスターコース	防犯・事故防止基礎コース修了者 20人
2	防災基礎コース	50人	4	防災マスターコース	防災基礎コース修了者 20人

※ 防災基礎コースの修了者には、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が与えられる。

- ② 講座回数 各コース8回・1回当たり2時間
- ③ 受講料 無料
- ④ 各マスターコース修了者を「安心安全推進員」に委嘱し、市と協働で安心安全なまちづくりを推進する。

**(5) 安心安全推進員連絡協議会**

安心安全アカデミーマスターコース修了者に委嘱している「安心安全推進員」の自主的な調査研究活動の促進や相互連携等を図るため、協議会の運営や研修会の開催等の活動を支援する。

**(6) 安心安全教育**

鹿児島市安心安全教育指導員設置要綱により、防犯及び交通安全に関する知識を有する者4人を配置し、小学校、幼稚園、保育園、町内会などの要請により、防犯教室及び交通安全教室を開催して、防犯及び交通安全に関する知識の普及を図る。

**(7) 安心安全協力事業所登録事業**

市と事業者が協力・連携して安心安全なまちづくりを推進するために、犯罪、事故及び自然災害の未然防止のための活動や災害等の発生時の救援活動において、人材や資機材、物品、技術等の提供に可能な範囲で協力・支援していただける事業所を「鹿児島市安心安全協力事業所」として募集・登録する。

**(8) 自転車盗難防止・安全運転キャンペーン事業**

警察等の関係機関や町内会、小中学校と連携して、啓発チラシやグッズの配付等を行う自転車盗難防止・安全運転キャンペーンを実施する。

**(9) 地域安心安全推進指導員**

地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織や、地域の安全確保に関する自主的な活動を行う団体等で構成する地域安心安全ネットワーク会議の結成促進と活動に関する相談・助言等を行うことにより市民との協働による安心安全なまちづくりを推進する。

## (10) 地下壕安全対策事業

地下壕の安全対策を図るため、地権者等の同意を得て倉庫等の利用を除く立入り可能な地下壕の壕口の封鎖工事などを行う。

### (11) セーフコミュニティ推進事業

安心安全まちづくり条例に基づく犯罪・事故・自然災害の未然防止の取組に加え、子ども、高齢者などの年齢層別、家庭、学校等の生活環境別に事故やけがの原因を調査し、その防止策を市民や関係団体と協働して検討・実施することにより、生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを目指す。

実施にあたっては、世界保健機関（WHO）が推進しているセーフコミュニティの手法を導入し、調査結果の科学的な分析や体系的な事故防止等の仕組づくりに活用する。

#### ○セーフコミュニティとは

「だれもが安全で安心して生活できるまちづくり」のために、地域住民、関係団体及び行政が連携して、事故やけがの防止に取り組む活動を行っている自治体を世界保健機関（WHO）関係機関が認証する制度のこと。

### (12) 安心安全まちづくりアドバイザー

セーフコミュニティの推進などの新たな取組や市民への啓発等について専門的指導、助言等を得ることにより安心で安全なまちづくりを推進する。

## 7 防 犯

### (1) 防犯団体連合会等への補助

犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進している防犯団体を援助、育成強化するため補助金を交付する。

### (2) 防犯灯に対する補助

防犯灯を設置し維持管理する町内会等に対し、設置費及び電気料を補助する。

#### ○防犯灯設置費補助金

小柱式 24,000円 小柱のみの取替 14,000円

共架式 10,000円

明るい照明補助加算

（インバータ式防犯灯及びLED防犯灯を設置した場合）6,000円

#### ○防犯灯電気料補助金

基準の範囲内で100%補助

### (3) 特設防犯灯の設置

町内会等と町内会等のはざまにおける防犯灯の設置を市で行い、夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を図る。

#### (4) 防犯パトロール隊への支援

地域における子どもや高齢者など住民の安全を確保するための自主的な活動を行う防犯パトロール隊の結成促進を図るため、パトロール用品を支給する。

(防犯パトロール隊1団体当たり50,000円以内・支給から満5年以上経過している団体については再支給の制度あり)

#### (5) 青色回転灯装着パトロール車導入支援

青色回転灯を装備した車両(青パト)の導入促進を図るため、青色回転灯や車両用拡声器などの青パト用品を支給する。

(青パト1台当たり50,000円以内)

#### (6) 青パト活動費補助

青パトによる防犯活動の積極的な展開と青パト隊の結成促進を図るため、青パト隊に対し燃料費などの活動費補助を行う。

(青パト1台当たり年額18,000円)

#### (7) 犯罪被害者支援センターへの補助

犯罪被害者やその遺族等の被害の回復や軽減を図るために、「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」に補助金を交付する。

#### (8) 地域安心安全ネットワーク支援事業

小学校区ごとに、防犯パトロール隊、スクールガードなどの相互連携や情報の共有化を図る「地域安心安全ネットワーク会議」の設立・運営を支援するため、会議を実施する団体等に補助を行う。(3年を限度に年額50,000円以内、その後は3年を限度に年額30,000円以内)また、夜間における暗がりのチェックや交通危険箇所等の環境診断などを行う当該団体に年額20,000円以内を補助する。

## 8 交通安全

### (1) 交通安全対策会議

○根 拠 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、昭和45年12月24日鹿児島市交通安全対策会議条例により設置している。

○目 的 市交通安全計画の作成及び実施の推進、その他市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画を審議し、その実施を推進する。

### (2) 交通安全市民運動推進協議会

交通事故を防止するため、市民総ぐるみの交通安全運動を積極的に推進することを目的として、昭和46年11月発足した。

主な事業

・春と秋の全国交通安全運動及び夏、年末年始の交通事故防止運動

- ・ スクールゾーン委員会への助成及び交通安全母の会活動
- ・ 交通遺児等への見舞品贈呈

(3) 児童通学保護員

- 目 的 鹿兒島市児童通学保護員運営要綱（昭和46. 3. 1 施行）により設置しており、通学児童及び通園園児の登校・登園時における道路交通の安全確保を図る。
- 身 分 小学校長、幼稚園長及びPTA会長が推せんする者の中から市長が委嘱する非常勤嘱託である。
- 人 員 196人（平成25年度予算人員）
- そ の 他 保護員の職務従事中の災害については、公務災害補償条例により補償する。

(4) 交通事故相談

鹿兒島市交通事故相談業務運営規則（昭和47. 4. 1 施行）により交通事故相談に関する知識を有する専門の相談員1人を配置し、賠償問題その他の諸問題について指導助言を行う。

(5) 交通災害共済

交通事故により災害を受けた者を救済するため、任意加入制度による共済制度を昭和42年4月1日から実施していたが、加入者の減少等により、平成23年3月31日をもって会員の募集を終了した。

交通災害共済制度廃止後も、会員がその共済期間中に交通事故に遭われた場合は、これまでどおり事故発生日から2年間は見舞金の請求は可能。

見舞金額

	1 口 加 入	2 口 加 入
死亡の場合	1,300,000円	2,600,000円
7日以上の治療期間を要する傷害を受けた場合		
基本額	10,000円	20,000円
入院1日につき	800円	1,600円
通院1日につき	600円	1,200円

（入院・通院を単独または相互に通算して180日を限度）

予 算 額 （特別会計） 2,300千円（平成25年度当初予算）  
 決 算 額 歳入 8,435千円 歳出 5,698千円（平成24年度）  
 差引 2,737千円

見舞金支給状況（平成24年度）

死亡1件 傷害36件 計37件 支給額5,669千円

交通災害共済基金の設置

不測の交通事故による共済見舞金の支払いに充てるための資金として、昭和48年4月1日から交通災害共済基金を設けており、平成25年4月1日現在積立総額は

303千円。

#### (6) 違法駐車対策

円滑な道路交通の確保と市民の安全で快適な生活環境を保持するため、鹿児島市違法駐車等の防止に関する条例（平成7.4.1施行）に基づき広報・啓発活動を行い、駐車マナーの向上を図り、違法駐車を防止する。

#### (7) チャイルドシート使用促進

チャイルドシート使用の効果や正しい使用方法についての講習会を開催し、チャイルドシート未使用や不適正着用による事故防止を図る。

## 9 防 災

### (1) 防災会議

- 根 拠 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、設置している。
- 目 的 市地域防災計画の作成及び実施の推進、本市の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行うこと。

### (2) 災害対策本部

- 設 置 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長は災害対策本部を設置する。現地にて、特別な対策を必要とするときは、現地災害対策本部を設置する。  
本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部長員で構成する。  
また、本部に対策部を置き、それぞれ対策部長を置く。
- 配 備 災害の規模等に応じて、次の配備を行う。
  - 第1 配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生する恐れのあるときで災害対策本部が設置されたとき。
  - 第2 配備 大きな災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。（広範囲にわたり、避難所を運営している場合など）
  - 第3 配備 大きな災害が発生し、被害が甚大と予想される時、又は甚大な災害が発生したとき。（災害救助法が適用された場合など）

### (3) 国民保護法制関連事業

「鹿児島市国民保護計画」に基づき、国民保護に関する普及啓発を行い、市民への周知を図るとともに訓練実施など平素からの備えや予防に努める。

### (4) 桜島火山爆発対策

火山爆発の特殊性、桜島の地形的態様からくる応急対策の困難性等を考慮し、市地域防災計画の中に桜島爆発対策計画を定めている。

桜島火山の大爆発又はそのおそれがあり、大きな災害が発生すると認められるとき、異常現象の広報、避難、緊急輸送等の応急対策を実施し、住民の安全を図る。

## (5) 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定及び鹿児島市地域防災計画に基づき、鹿児島市域における水防事務の調整及び円滑な実施を図るため必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮等による水災の警戒・防御及び被害軽減を行い、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## (6) 防災条例

市と市民とが一体となって総合的な防災対策を進め、災害に強い安全なまちづくりをめざして防災条例を制定

名 称	鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例
施行年月日	昭和52年4月1日
概 要	この条例は第1章～第6章で構成され、市の責務、市民の責務、開発行為・建築等における防災、避難及び通報等を盛り込んである。

## (7) 防災行政無線

## 設備の概要

## 移 動 系

固 定 局 市役所本庁1、吉田支所1、喜入支所1、松元支所1、郡山支所1

中 継 局 吉野中継局、平野中継局、高野南中継局、平野岡中継局、大浦中継局

遠隔制御装置を市役所本庁、錦江工事事務所、谷山建設課、伊敷支所、東桜島支所、桜島東分遣隊、吉田支所、喜入支所、南消防署喜入分遣隊、松元支所、郡山支所に置き操作を行う。

移 動 局 車両用64 携帯・可搬用106 計170

## 同 報 系

親 局 本庁1（準親局：消防局1、制御局：東桜島支所1）、吉田支所1、桜島支所1、喜入支所1、松元支所1、郡山支所1

中 継 局 吉野中継局、東桜島中継局、黒神中継局、平野中継局、高野南中継局

屋外拡声子局 173局

戸別受信機 19,572戸に設置

#### デジタル防災行政無線整備事業

老朽化している同報系無線について機器の更新、デジタル化及び合併に伴うシステム統合を行う。

24年度から26年度にかけて、順次整備工事を行う。

#### (8) 自主防災組織育成事業

自主防災組織の結成に伴い、必要な資機材を整備する組織について、1組織当たり1回限り10万円を限度として補助を行う。

過去5年以内に組織の結成に伴う資機材整備補助を受けていない組織については、1組織当たり1回限り7万円を限度として補助を行う。

また、防災意識の高揚を図るため、以下の防災訓練等を実施した組織に対し、1組織当たり、年2回限り、それぞれ2万円を限度に助成を行う。

- ① 組織が単独で実施する訓練
- ② 複数の組織又は小中学校などと連携して実施する訓練
- ③ 地域の防災マップの作成
- ④ 災害時要援護者への支援活動
- ⑤ 地域の危険箇所の防災点検
- ⑥ その他市長が認めるもの

※注) 2回目の助成は、1回目の活動と異なる場合に限る

#### (9) 災害時要援護者避難支援事業

災害時等に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障害者やひとり暮らし高齢者など(災害時要援護者)が、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするため、災害時要援護者の登録、要援護者に対し災害情報の伝達や避難誘導などの支援を行う者(避難支援者)の選定、要援護者毎の個別支援計画の作成などを行う。

#### (10) 原子力災害対策事業

平成25年4月に策定した本市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、具体的な体制・避難方策等の調査検討を行うとともに、避難訓練や市民への広報等を行う。

[対策内容]

- ・ 情報の収集・連絡体制の整備
- ・ 避難収容活動体制の整備
- ・ 住民等への情報伝達体制の整備
- ・ 防災業務関係者の人材育成
- ・ 避難訓練など各種防災訓練の実施
- ・ 複合災害に備えた体制の整備 など

#### (11) 避難対策事業

県の「地震等災害被害予測調査」の結果を受け、津波ハザードマップを作成・配布するとともに、津波避難ビルの指定を引き続き進める。

また、避難所機能を強化するために必要な備蓄計画を定める。

## 10 桜島火山対策

### (1) 桜島火山対策の経緯

- 昭和48. 7. 24 昭和47年10月2日の規模の大きな桜島火山爆発以降、周辺地域の農作物にかなりの被害を生じたことを契機として、「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」(議員立法)が制定された。(以下、旧法という。)
- 昭和48. 12. 28 桜島島内(鹿児島市及び桜島町)が、避難施設緊急整備地域に指定された。(昭和53. 7. 28に垂水市の一部が追加指定された。)
- 昭和53. 4. 26 昭和52年8月の有珠山の噴火災害及び毎年大量の降灰をもたらす桜島の噴火活動等を契機として、旧法は、降灰対策及び治水・治山事業の推進等を盛り込んだ総合的な火山対策を目的として改正され、その名称も「活動火山対策特別措置法」(議員立法)と改められた。
- 昭和53. 7. 28 鹿児島市、垂水市及び桜島町の区域が、降灰排除地域として指定された。(昭和54. 4. 17に福山町及び輝北町が追加指定された。)
- 昭和59. 12. 13 昭和47年以降、特に活発な活動を続けてきた桜島火山の活動が、昭和58年来、さらに活発化し、被害も一層増加している現状にかんがみ、活動火山対策特別措置法に基づき講じられている現行の火山対策について全面的な検討を行い、今後の桜島火山対策の充実に資するため、国土庁に桜島火山対策懇談会が設置(昭和59. 7. 1)され、昭和59年12月、31項目についての提言が行われた。
- 昭和60. 9. 3 異常降灰時における降灰対策を円滑かつ効率的に実施するため、鹿児島市桜島降灰対策本部設置要綱を制定した。

### (2) 活動火山対策特別措置法

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図る。

### (3) 降灰対策委員会

桜島火山の降灰対策についての総合施策を効果的に推進する。

### (4) 桜島火山活動対策協議会

桜島の継続的な火山活動に伴う対応策の協議、関係法令の整備充実、国・県への意見の反映を図るなど、その総合的施策を推進する。

#### 組 織

鹿児島市、垂水市、霧島市及び鹿屋市で組織し、関係市の長、議長及び当該特別委員会委員長等を委員とする。

### (5) 桜島大正噴火100周年事業

平成26年1月12日に大正3年の大噴火から100年の節目となることから、火山災害について過去の教訓を後世に伝えるとともに、火山に関する様々な情報を発信し、防災

意識の高揚を図ることを目的に、鹿児島県等とともに「桜島大正噴火100周年事業」を実施する。

(6) IAVCEI (ヤブセイ) 2013開催支援事業

火山学分野の国際学術組織である「国際火山学地域内部化学協会 (IAVCEI)」が平成25年7月20日から24日まで、鹿児島市で開催され、国内外から約1,000人の火山関係者の参加が見込まれることから、歓迎事業を行うなど開催を支援する。

(7) 平成25年度桜島火山対策事業費

(単位：千円)

事業費	平成24年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	増減	25年度財源内訳			事業内容
				国	県	市費等	
<b>1. 降灰除去事業</b>	1,009,409	1,325,292	315,883	621,099	13,900	690,293	
道路降灰除去事業	655,146	769,624	114,478	369,353		400,271	
公共下水道降灰除去事業	3,612	3,612	0			3,612	
歩道緑地帯降灰除去事業	12,600	12,600	0	8,064	4,500	36	歩道の緑地帯内
宅地降灰除去事業	114,204	253,036	138,832	122,163		130,873	
公園降灰除去事業	20,147	20,100	▲47	9,120	9,400	1,580	公園内の駐車場や園路
路面清掃車整備事業	88,860	147,874	59,014	73,490		74,384	路面清掃車大型四輪2台 路面清掃車小型2台 散水車3台
電車軌道敷降灰除去事業	490	506	16			506	
学校校庭等降灰除去事業	66,000	66,000	0	32,500		33,500	学校校庭 65,000 体育施設 1,000
本庁舎等降灰除去事業	17,474	18,888	1,414	6,409		12,479	本庁舎 385 観光施設 1,586 青果市場 630 桜島支所 100 魚類市場 539 東桜島支所 50 社会福祉施設 14,258 船舶局 500 市立病院 840
降灰除去機購入補助事業	500	823	323			823	町内会 618 商店街 205
克灰袋配布事業	27,041	27,760	719			27,760	一般家庭 27,476 学校幼稚園 221 商店街 63
アーケード降灰除去補助事業	856	1,650	794			1,650	補助率2分の1・ 限度額20万円 /回
私立高校授業料軽減補助事業	119	119	0			119	
桜島降灰量観測委託事業	2,360	2,700	340			2,700	
<b>2. 降灰防除事業</b>	75,076	14,079	▲60,997	0	0	14,079	
児童福祉施設電気料補助事業	6,668	6,927	259			6,927	
学校施設降灰防除施設整備事業	11,708	7,152	▲4,556			7,152	学校クーラー 等の普通教室 への整備
滝之神浄水場覆蓋整備事業	56,700	0	▲56,700			0	ろ過池等への 覆蓋設置

事業費	平成24年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	増減	財 源 内 訳			事業内容
				国	県	市費等	
<b>3. 避難施設整備事業</b>	53,097	59,257	6,160	0	0	59,257	
避難施設補修事業	2,176	1,161	▲ 1,015			1,161	桜島支所 173 東桜島支所 126 危機管理課 862
避難施設保守管理事業	33,476	41,014	7,538			41,014	避難港の施設維持費
避難港泊地浚渫事業	15,200	15,200	0			15,200	〃
防災無線保守管理事業	2,245	1,882	▲ 363			1,882	危機管理課 1,525 桜島支所 357
<b>4. 融資制度</b>	783	5,740	4,957	0	0	5,740	
中小企業資金融資事業	783	5,740	4,957			5,740	災害対策資金 経営安定化資金保証料補助 災害対策資金利子補給金
<b>5. 農林水産業対策事業</b>	117,792	80,229	▲ 37,563	4,000	10,209	66,020	
降灰地域土壌等矯正事業	3,763	9,919	6,156		7,440	2,479	土壌矯正資材購入費補助
降灰地域茶安定対策事業	0	0	0			0	施設整備費補助
降灰地域果樹安定対策事業	60,178	0	▲ 60,178			0	被覆施設建設補助
降灰地域野菜安定対策事業	0	3,126	3,126		2,605	521	除灰用機械導入補助
びわ病虫害防除対策事業	1,333	1,176	▲ 157			1,176	薬剤購入費補助
耐灰性作目等導入促進事業	1,970	1,820	▲ 150			1,820	耐灰性作目導入補助
びわ果実降灰被害防止対策事業	2,310	2,059	▲ 251			2,059	被覆資材購入費補助
特産かんきつ生産安定対策事業	1,305	720	▲ 585			720	資材購入費補助
降灰地域施設整備事業	29,409	32,189	2,780			32,189	被覆施設整備費補助 資材購入費補助
飼料作物調整施設設置事業	6,195	8,495	2,300			8,495	飼料作物調整機械 等の導入助成
降灰地域畜産施設整備事業	0	9,396	9,396			9,396	桜島地域での畜産施設 の整備経費助成
農業用施設等災害復旧事業	11,000	11,000	0	4,000		7,000	桜島降灰除去及び 農地、農業用施設 等 災害復旧
海面環境保全事業	329	329	0		164	165	海面環境保全委託
<b>6. 火山活動対策費</b>	7,265	6,593	▲ 672	0	0	6,593	
桜島火山活動対策協議会負担金	710	710	0			710	
桜島火山活動対策事業費	5,005	4,983	▲ 22			4,983	
桜島砂防センター運営管理委託費	840	900	60			900	
桜島火山対策要覧改訂事業	710	0	▲ 710			0	
<b>合 計</b>	<b>1,263,422</b>	<b>1,491,190</b>	<b>227,768</b>	<b>625,099</b>	<b>24,109</b>	<b>841,982</b>	
<p>平成24年度当初予算比 118.0%  (参考) デジタル防災行政無線  桜島地域を含む全市域でデジタル防災行政無線を整備 事業費 489,804千円</p>							

## 11 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、必要な給付を行う制度である。

市では、法定受託事務として、第1号及び任意加入被保険者に係る資格関係届書、保険料免除・納付猶予関係申請書、給付関係基礎年金裁定請求書の受理、審査及び送付を行い、日本年金機構との協力・連携事務として、相談対応、周知・広報等を行い、市民の国民年金受給権の確保に努める。

### (1) 福祉年金

#### ① 福祉年金裁定請求等送付状況

	区分 年度	送付件数		
		老齢 福祉	障害 基礎	計
裁 定	23	0	147	147
	24	0	137	137
未支給 年金	23	13	48	61
	24	7	46	53

#### ② 福祉年金額（平成25年度）

老齢福祉年金（年額） 402,900円  
 障害基礎年金（年額）  
     1級 983,100円  
     2級 786,500円  
 ※障害基礎年金には子の加算あり  
 1人目・2人目 1人につき 226,300円  
 3人目以降           〃       75,400円  
 ※平成25年10月分から引下げ予定

#### ③ 福祉年金受給権者数

（平成25年3月末現在）

区 分	老 齢 福 祉	障 害 基 礎	計
受 給 権 者 (人)	19	6,385	6,404

### (2) 拠出年金

#### ① 拠出年金裁定請求等送付状況

	区分 年度	送付件数				
		老 齢	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	寡 婦	計
裁 定	23	69	109	6	1	185
	24	87	103	8	3	201
未支給 年金	23	735	47	0	0	782
	24	680	40	0	0	720

#### ② 拠出年金額（平成25年度）

老齢基礎年金（満額）786,500円  
 障害基礎年金 福祉年金と同額  
 遺族基礎年金（年額）基本額786,500円  
 ※遺族基礎年金には子の加算あり  
 1人目・2人目 1人につき226,300円  
 3人目以降           〃       75,400円  
 ※平成25年10月分から引下げ予定

#### ③ 拠出年金受給権者数

（平成25年3月末現在）

区 分	老 齢	老 齢 基 礎	障 害	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	寡 婦	計
受 給 権 者 (人)	11,681	109,914	407	2,785	243	80	125,110

④ 被保険者数及び免除等状況

（単位：人）

区 分 年 度	第 1 号 被保険者	任意加入 被保険者	計	保険料免除納付猶予者		
				法定免除	申請免除等	計
平成23年度末	84,874	1,901	86,775	9,261	29,278	38,539
平成24年度末	83,604	1,688	85,292	9,326	29,828	39,154

※申請免除等（若年者納付猶予・学生納付特例含む）

12 国民健康保険 事業開始 昭和32年11月1日

(1) 事業概況（平成25年4月1日現在）

○加入状況

人 口(A)	605,883人	国保被保険者数(B)	142,959人
加入率(B)／(A)	23.60%		
世帯数(a)	269,029世帯	国保世帯数(b)	87,354世帯
加入率(b)／(a)	32.47%		

○保険給付状況

① 療養の給付

給付率	義務教育就学前	8割
	義務教育就学後70歳未満	7割
	70歳以上75歳未満	9割（ただし、一定以上の所得者は7割）

給付内容 ア 診察（一般・歯科） イ 薬剤又は治療材料の支給  
ウ 処置・手術その他の治療 エ 病院又は診療所への入院

② 入院時食事療養費 入院時の食事療養に要した費用の額から標準負担額を控除した額を支給

③ 入院時生活療養費 65歳以上75歳未満の人（入院医療の必要性が高い患者を除く）が療養病床に入院した場合、生活療養（食事と居住費）に要した費用から標準負担額を控除した額を支給

④ 療 養 費 療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給

⑤ 移 送 費 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合に支給

⑥ 海外療養費 海外で療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給

⑦ 高額療養費 病院等で支払う一部負担金在自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給

⑧ 高額介護合算療養費 病院等で支払う医療費と介護サービス費の一部負担金の合算額（国保加入者に限る）が年間（8月～7月）自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給

- ⑨ その他の給付 出産育児一時金 世帯主に対して  
 ・産科医療補償制度に該当の場合 420,000円  
 ・上記以外の場合 390,000円  
 葬 祭 費 葬祭を行った者に対して 20,000円

○保険税賦課状況

賦課期日 4月1日

賦課方式 所得割, 被保険者均等割, 世帯別平等割の三方式

納 期 年10期 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 1, 2, 3の各月

(普通徴収)

年度別の税率, 賦課割合状況

(賦課割合は一般被保険者分 ただし, 介護納付金分は全体分)

年度		区 分	税 率 及 び 賦 課 割 合					
			所 得 割		均 等 割		平 等 割	
23	決 算	医療分	48.23%	8.00/100	30.81%	21,000円	20.96%	23,300円
		支援金分	49.67%	2.60/100	29.57%	6,200円	20.76%	7,100円
		介護分	48.24%	2.40/100	30.50%	7,400円	21.26%	6,400円
24	決 算 見 込	医療分	48.11%	8.00/100	30.83%	21,000円	21.06%	23,300円
		支援金分	49.56%	2.60/100	29.59%	6,200円	20.85%	7,100円
		介護分	47.86%	2.40/100	30.62%	7,400円	21.52%	6,400円
25	当 初 予 算	医療分	46.61%	8.00/100	31.95%	21,000円	21.44%	23,300円
		支援金分	56.31%	2.60/100	25.81%	6,200円	17.88%	7,100円
		介護分	52.53%	2.40/100	27.76%	7,400円	19.71%	6,400円

年度別の保険税賦課状況

年度		区 分	現 年 課 税 分 (調定額)			
			一世帯当たり	前年度対比	一人当たり	前年度対比
23	決 算	医療分	94,172円	99.34%	57,086円	99.67%
		支援金分	29,057円	100.15%	17,614円	100.49%
		介護分	24,340円	101.59%	20,029円	101.89%
24	決 算 見 込	医療分	92,874円	98.62%	56,616円	99.18%
		支援金分	28,672円	98.68%	17,479円	99.23%
		介護分	23,584円	96.89%	19,801円	98.86%
25	当 初 予 算	医療分	91,757円	93.13%	55,892円	94.08%
		支援金分	34,382円	107.17%	20,943円	108.27%
		介護分	27,728円	110.49%	22,892円	110.49%

(2) 国保事業の年度別状況

(保険税は現年課税分)

区 分		年 度	単 位	23 (決算)	24 (決算見込)	25 (当初予算)
険被者保	人 員 ( 平 均 )		人	145,041	144,829	146,031
	世 帯 ( 平 均 )		世帯	87,923	88,288	88,951
保 險 税 限 度 額		円		医療 510,000	医療 510,000	医療 510,000
				支援金 140,000	支援金 140,000	支援金 140,000
				介護 120,000	介護 120,000	介護 120,000
保 險 税 収 納 率		%	87.10	87.40	91.00	
受 診 率		‰	1,029.64	1,036.64	-	
療 養 諸 費	費 用 額		千円	52,508,913	53,411,119	60,811,487
	保 険 者 負 担 分		‰	38,204,327	38,882,054	45,827,429
	一 人 当 たり 費 用 額		円	362,028	368,787	416,429
	一 人 当 たり 保 険 者 負 担 額		‰	263,404	268,469	313,820
決 算 額 ・ 差	歳 入		千円	64,319,067	65,920,501	67,739,600
	歳 出		‰	66,249,021	68,382,736	67,739,600
	引		‰	△1,929,954	△2,462,235	0
単 年 度 収 支		‰		273,726	△532,281	-

(3) 保険税収納見込

(単位：千円)

年度	区 分	調定額 (A)	最終予算額 (B)	収入済額 (C)	収 納 率	
					対 調 定 (C) / (A)	対 予 算 (C) / (B)
24	現年課税分	11,782,713	12,901,292	10,246,888	86.97%	79.43%
	滞納繰越分	6,038,713	2,436,409	544,235	9.01%	22.34%
	計	17,821,426	15,337,701	10,791,123	60.55%	70.36%

(4) 保険税納付区分比見込 (現年課税分)

(単位 金額：千円)

区 分	納付組合	口座振替	自主納付	納税嘱託員	合 計
納 付 対 象 世 帯 数	4,283	34,619	48,452	-	87,354
構 成 比 率	4.90%	39.63%	55.47%	-	100%
保 險 税 収 納 額	436,350	5,200,904	4,525,704	83,931	10,246,889
構 成 比 率	4.26%	50.76%	44.16%	0.82%	100%

(5) 納付組合の結成状況等

・ 結成状況 (平成25. 4. 1 現在)

保険区数519区 (保険委員納付組合長174人) 組合加入世帯数4,283世帯

(6) 納付組合の表彰及び助成 (24年度決算見込)

ア 優良納付組合及び保険委員納付組合長の表彰 年1回

イ 保険委員納付組合長への報償金 18,870,372円

(7) 経理状況							
歳 入		(単位：千円, %)					
科 目		23年度 (決算)		24年度 (決算見込)		25年度 (当初予算)	
保 險 税		10,944,320	17.02	10,791,124	16.37	12,015,711	17.74
一 部 負 担 金		0	0.00	0	0.00	1	0.00
使 用 料 及 び 手 数 料		7,730	0.01	7,503	0.01	7,300	0.01
国 庫 支 出 金	療 給 費 等 負 担 金	13,308,628	20.69	12,200,263	18.50	11,847,431	17.49
	共 同 事 業 負 担 金	370,980	0.58	393,309	0.60	403,641	0.60
	特 定 健 診 等 負 担 金	39,977	0.06	64,226	0.10	51,107	0.07
	財 政 調 整 交 付 金	5,733,742	8.91	5,411,380	8.21	5,475,512	8.08
	そ の 他 補 助	10,999	0.02	2,680	0.00	0	0.00
	計	19,464,326	30.26	18,071,858	27.41	17,777,691	26.24
	療 養 給 付 費 交 付 金	3,032,068	4.71	2,494,381	3.78	2,369,462	3.50
前 期 高 齢 者 交 付 金		12,147,803	18.89	14,770,725	22.41	15,938,751	23.53
県 支 出 金		2,685,671	4.18	3,783,430	5.74	3,367,202	4.97
共 同 事 業 交 付 金		9,881,451	15.36	9,831,482	14.92	10,080,370	14.88
一 般 会 計 繰 入 金		6,042,927	9.40	6,066,543	9.20	6,087,556	8.99
繰 越 金		0	0.00	0	0.00	2	0.00
そ の 他 の 収 入		112,771	0.17	103,455	0.16	95,554	0.14
合 計		64,319,067	100.00	65,920,501	100.00	67,739,600	100.00
歳 出							
総 務 費		260,308	0.39	269,620	0.40	305,126	0.45
保 險 給 付 費	療 養 給 付 費	37,790,261	57.04	38,419,708	56.18	39,425,945	58.20
	療 養 諸 費	518,838	0.79	550,186	0.81	564,134	0.84
	計	38,309,099	57.83	38,969,894	56.99	39,990,079	59.04
	高 額 療 養 費	5,373,386	8.11	5,659,301	8.28	5,837,385	8.62
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,912	0.00	2,543	0.00	2,100	0.00
	移 送 費	0	0.00	0	0.00	210	0.00
	審 査 支 払 手 数 料	128,048	0.20	130,605	0.19	132,746	0.20
	出 産 育 児 一 時 金 等	326,535	0.49	307,519	0.45	327,764	0.48
	葬 祭 費	15,420	0.02	15,200	0.02	15,200	0.02
	計	44,154,400	66.65	45,085,062	65.93	46,305,484	68.36
後 期 高 齢 者 支 援 金		6,449,718	9.73	7,062,844	10.33	7,562,040	11.16
前 期 高 齢 者 支 援 金		19,094	0.03	7,443	0.01	4,856	0.01
老 人 保 健 拠 出 金		1,724	0.00	338	0.00	257	0.00
介 護 納 付 金		2,733,599	4.13	2,933,372	4.29	3,156,784	4.66
共 同 事 業 拠 出 金		9,291,821	14.03	9,458,986	13.83	9,907,673	14.63
保 健 事 業 費		353,964	0.53	390,404	0.57	431,572	0.64
諸 支 出 金		780,713	1.18	1,244,713	1.82	35,808	0.05
予 備 費		0	0.00	0	0.00	30,000	0.04
繰 上 充 用 金		2,203,680	3.33	1,929,954	2.82	0	0.00
合 計		66,249,021	100.00	68,382,736	100.00	67,739,600	100.00
差 引 過 不 足 額		△1,929,954	-	△2,462,235	-	0	-
単 年 度 収 支		273,726	-	△532,281	-	0	-

(8) 保健事業

① はり・きゅう施設の利用補助  
 施術1回につき1,100円

4月	60回	5月	55回	6月	50回
7月	45回	8月	40回	9月	35回
10月	30回	11月	25回	12月	20回
1月	15回	2月	10回	3月	5回

※利用回数は、交付月により異なる。

年度別利用状況

区 分 \ 年 度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24年
件 数 (件)	70,256	75,052	73,026	79,705	80,020
単 価 (円)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000
金 額 (円)	77,281,600	82,557,200	80,328,600	87,675,500	88,022,000

② 外来人間ドックの利用補助

検査料金の半額補助 (ただし、保険税完納世帯の満35歳以上の人)

年度別利用状況

区 分 \ 年 度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24年
利用件数 (人)	380	394	404	427	417
補助金額 (円)	6,846,672	7,086,366	7,238,803	7,687,242	7,515,492

③ 脳ドックの利用補助

検査料金の半額補助 (ただし、保険税完納世帯の満35歳以上の人)

年度別利用状況

区 分 \ 年 度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24年
利用件数 (人)	288	273	359	318	368
補助金額 (円)	5,506,848	5,232,720	6,850,214	6,057,056	6,945,910

④ 特定健康診査・特定保健指導の実施 (40歳以上75歳未満)

(単位: 人, %)

区 分 \ 年 度	特定健康診査			特定保健指導		
	平成22	平成23	平成24	平成22	平成23	平成24年
対 象 者	88,263	89,262	90,461	3,243	2,779	3,174
受 診 者	23,127	22,608	27,384	813	814	446
受 診 率	26.2	25.3	30.3	25.1	29.3	14.1

※平成20～23年度は、国への法定報告に基づく数値。

※平成24年度は、25年5月末現在の法定報告の数値。

特定保健指導の受診者は終了数。

※平成20年度より開始

(9) 高額療養資金の貸付制度

(昭和53.1.1実施)

高額な医療費の支払いが困難な国民健康保険の被保険者に対し、必要な資金を貸し付ける制度

・対象・貸付金額 医療費の一部負担金が高額療養費の自己負担限度額を1万円

以上上回る場合で、支払いが困難な人に高額療養費の支給見込額を貸し付ける。

・貸付利子	無利子
・申請書の提出先	市社会福祉協議会市役所分室・谷山分室及び吉田・桜島・喜入・松元・郡山各支所総務市民課
・基金の額	4,000万円
・貸付件数・金額	1,565件 214,565,591円 (平成24年度実績)
(10) 退職者医療制度	(昭和59.10.1実施)
・対象	65歳未満の国保加入者で被用者年金受給者及びその被扶養者
・該当者	退職被保険者本人(A) 3,503人
(平成25.4.末現在)	被扶養者(B) 1,310人
該当率	$\frac{(A) + (B)}{\text{国保被保険者数}} 3.32\%$

### 13 市民サービスステーション

#### 設置目的

市民生活に関わりの深い住民票の写しや戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等を土曜・日曜・祝日等の休日でも気軽に請求できる窓口として、市民の利便性の向上を図る。

#### 名称及び設置場所並びに設置年月日、面積

- ・鹿兒島市鴨池市民サービスステーション  
鴨池二丁目26番30号 (ダイエー鹿兒島店2階郡元電停側) TEL 250-7595  
平成6年7月1日設置 面積 84.51㎡
- ・鹿兒島市鹿兒島中央駅市民サービスステーション  
中央町1番地1 (鹿兒島中央駅西口1階) TEL 285-5502  
平成8年6月19日設置 面積 78.67㎡

#### 取扱業務

- (1) 住民票の写しの交付
- (2) 住民票記載事項証明書の交付
- (3) 公的年金受給者に係る現況届等の記載事項証明書の交付
- (4) 印鑑登録証明書の交付
- (5) 戸籍及び除籍の全部事項又は個人事項に関する証明及び謄本又は抄本の交付
- (6) 戸籍の附票の写しの交付
- (7) 身分証明書の交付
- (8) 受理証明書の交付

※ (5)～(8)については、平日の午後5時15分から午後6時30分までと、土曜日・日曜日・国民の祝日は申請受付のみ行い、証明書は後日交付する。(交付の方法は、来所によるものと郵送によるものと2通り)

#### 業務日及び業務時間

- (1) 業務日 水曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日  
 (2) 業務時間 午前10時から午後6時30分まで

### 14 コンビニ交付による証明発行

市民の利便性の向上を図るため、市役所の開庁時間以外においても、コンビニエンスストアで住民票の写しなどを交付するサービスを実施する。

時 期 平成25年8月 利用者登録開始  
 平成26年1月14日 サービス開始

取 扱 証 明 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得額証明書、  
 課税額（非課税）証明書、所得額・課税額証明書、  
 市・県民税納税証明書

利用可能時間 午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日は除く）

※牟礼岡に設置された自動交付機コーナーについては、コンビニ交付の開始にあわせて廃止予定。

### 15 ワンストップ窓口サービスの実施

市民サービスの向上を図るため、住民異動に伴う国保・年金・福祉等の一連の手続きを基本的に一つの窓口で行うことができるワンストップ窓口サービスを本庁市民課にて実施する。

サービス開始時期 平成23年10月

### 16 人権啓発

我が国においては、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、これまで人権に関するさまざまな施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等により人権に関する新たな課題も生じてきている。

このため、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするため、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布し、平成14年3月には、「人権教育・啓発に関する計画」を策定した。

本市においても、平成19年1月に人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「鹿兒島市人権教育・啓発基本計画」を策定した。この基本計画に基づき、各関係実施機関と緊密に連携し、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通して人権意識の高揚を図るとともに、さまざまな人権問題における偏見や差別意識の解消に向けた人権教育、人権啓発の推進に取り組んでいる。

また、第5次総合計画においても、基本施策に「人権尊重社会の形成」を掲げ、市民の人権意識を高めるため、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて人権教育、人権啓発を推進し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めることとしている。

#### 人権啓発室における主な取組

##### (1) 人権啓発活動事業

さまざまな人権問題について、広く市民、企業等に啓発し、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合う意識の高揚を図る。

- ① 人権啓発冊子及びリーフレットの作成・配布
- ② 人権啓発ポスターの作成・配布及び市電・市バス等への掲出
- ③ 人権啓発パネル展の開催
- ④ 「人権の花」運動の実施
- ⑤ 街頭啓発

##### (2) 人権擁護委員の推薦

市民の基本的人権の擁護等を目的とする人権擁護委員を法務大臣に対し、議会の意見聴取を経て推薦する。